

小豆島町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金交付要綱

(目的等)

第1条 この補助金は、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から本町への移住に要する経費を補助することにより、本町への移住及び定住の促進による地域の活性化を図ることを目的とする。

2 小豆島町東京圏U I J ターン移住支援事業補助金（以下「補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 移住支援事業 国の地域未来交付金（地域未来推進型（移住・起業・就業事業））（以下「交付金」という。）を活用して香川県が県内市町と連携して実施する移住者のための補助事業をいう。

(2) ワクサポかがわ 香川県が管理する就職マッチングサイトをいう。

(3) 起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型） 交付金を活用して香川県が実施する起業者のための補助事業をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、移住等に関する要件を満たし、かつ、就業に関する要件（一般）、就業に関する要件（専門人材）、テレワークに関する要件、関係人口に関する要件又は起業に関する要件のいずれかを満たす者とする。

2 前項の「移住等に関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 移住元に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。なお、東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）で規定される条件不利地域を有する市町村のうち、政令指定都市を除く市町村、及び平成22年から令和2年の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ進学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、その通学期間も対象期間とすることができる。

ア 本町へ住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。

イ 本町へ住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと。（ただし、東京23区内への通勤の期間については、住民票を移す3カ月前までを当該1年の起算点とすることができる。）

(2) 移住先に関する要件 次のア及びイのいずれにも該当すること。

ア 補助金の申請時において、転入後1年以内であること。

イ 本町に、補助金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(3) その他の要件 次のアからカまでのいずれにも該当すること。

ア 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

イ 日本人又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

ウ 補助対象者が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した県税、町税及びその他町に納付すべき金銭を完納していること。

エ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として補助金を受給していないこと。ただし、補助金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、県及び市町が認める場合を除く。

オ 補助対象者を含む全ての世帯員が、補助金と同一の趣旨又は目的を有する国又は県からの他の補助金等を受給した所属企業等からの資金提供がなされておらず、かつ小豆島町移住促進家賃等補助金、及び小豆島町地方就職学生支援事業補助金の移転費を受給していないこと。

カ その他、町が補助金の対象として不相当と認めた者でないこと。

3 第1項の「就業に関する要件（一般）」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2) 就業先が、香川県が移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載している求人又は他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人の対象法人（以下「移住支援金対象法人」という。）であること。

(3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて、移住支援金対象法人に就業していること。

(4) 第2号に規定する求人への応募日が次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める日以降であること。

ア 補助対象者が、県が移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載している求人に応募した場合 県が当該求人を移住支援事業の対象としてワクサポかがわに掲載した日

イ 補助対象者が、他の都道府県が移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載している求人に応募した場合 他の都道府県が当該求人を移住支援事業の対象としてマッチングサイトに掲載した日

(5) 移住支援金対象法人に、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。

(6) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

4 第1項の「就業に関する要件（専門人材）」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 勤務地が東京圏以外の地域又は東京圏内の条件不利地域に所在すること。

(2) 香川県プロフェッショナル人材戦略拠点が実施するプロフェッショナル人材事業又は国が実施する先導的人材マッチング事業を利用して就業した者であること。

(3) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。

(4) 当該就業先において、補助金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有しているこ

と。

(5) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(6) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

5 第1項の「テレワークに関する要件」とは、次の各号のいずれにも該当することをいう。

(1) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

(2) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。

(3) 所属先企業が、国の地域未来交付金（デジタル実装型）又はその前歴事業を活用した取組の中で当該移住者に所属先企業等から資金提供がなされていないこと。

6 第1項の「関係人口に関する要件」とは、本町への移住前から本町の地域の人々と関わりを有する者のうち、農林水産業等に就業するなど、地域の労働力及び担い手の確保に資する者であって、次の各号に該当することをいう。

(1) 次のアからウまでに掲げる関係人口の要件のいずれかに該当すること。

ア 前年度から申請日までに小豆島移住・交流推進協議会主催の移住セミナーに参加経験を有する者

イ 前年度から申請日までに小豆郡内の町が運営している移住体験施設の利用経験のある者

ウ 小豆郡内に居住経験のある者

(2) 次のア及びイに掲げる地域の労働力及び担い手確保の要件のいずれかに該当すること。

ア 農林水産業（一次産業）に就業する者

イ 家業へ就業する者

7 第1項の「起業に関する要件」とは、補助金申請までの1年以内に、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を受けていることをいう。

8 補助対象者が、2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合には、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。

(1) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。

(2) 補助対象者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。

(3) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。

(4) 補助対象者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有するものでないこと。

9 補助対象者が、18歳未満の世帯員を帯同して移住し、18歳未満の世帯員につき加算金（以下「子育て世帯加算」という。）を申請しようとする場合は、次の各号に掲げる事項のいずれにも該当しなければならない。

(1) 18歳未満の世帯員は、前項に掲げる要件を満たした上で、申請日の属する年度の4月1日時点において18歳未満であること。ただし、申請日の属する年度の4月2日が18歳の誕生日の者は対象とする。

(2) 18歳未満の世帯員は、補助対象者の配偶者でないこと。

(補助金の交付)

第4条 町長は、補助対象者に対し、2人以上の世帯の場合にあっては100万円、単身世帯の場合にあっては60万円の補助金を交付する。なお、子育て世帯加算は、18歳未満の者1人につき100万円とする。ただし、1世帯あたりの補助金額の上限は200万円とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、小豆島町東京圏UIJターン移住支援事業補助金交付申請書(様式第1号)(以下「交付申請書」という。)を町長に、当該年度の2月末日までに提出しなければならない。

2 申請者は、次の各号に掲げる書類を交付申請書に添えて町長に提出しなければならない。

- (1) 写真付き身分証明書又はその写し(提示により本人確認できる書類)
- (2) 移住元の住民票の除票の写し等(移住元での在住地、在住期間を確認できる書類。2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む2人以上の世帯員の移住元での在住地を確認できる書類)
- (3) 申請者が日本国籍を有しない者である場合は、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者、特別永住者のいずれかの在留資格を証明するもの
- (4) 補助金の振込先の預金通帳又はキャッシュカードの写し(確実に振込可能となる情報(金融機関名・支店名・口座種類・口座番号・店番号・名義人名)が確認できるものに限る。)
- (5) 申請者が第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす者である場合は、就業証明書(就業に関する要件用)(様式第2号)
- (6) 申請者が第3条第5項のテレワークに関する要件を満たすものである場合は、就業証明書(テレワークに関する要件用)(様式第3の1号、様式第3の2号)
- (7) 申請者が第3条第5項のテレワークに関する要件を満たし、かつ個人事業主である場合は、前号に掲げるもののほか、業務委託契約書等(申請日以降に、テレワークにより移住前の業務を継続して行うことが確認できる書類)、開業届又は確定申告書の写し及び申請前3カ月間において当該テレワーク業務の実態(収入)が確認できる書類(全部又は一部の期間を確定申告書の写しで代替可)
- (8) 申請者が第3条第6項の関係人口に関する要件を満たすものである場合は、就業証明書(関係人口に関する要件用)(様式第3の3号、様式第3の4号)
- (9) 東京23区で勤務していた企業等の就業証明書又は離職票等、移住元での在勤地、在勤期間及び雇用保険の被保険者であったことが確認できる書類(東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区へ通勤していた者の場合)
- (10) 履歴事項全部証明書及び開業届の写し等、移住元での在勤地を確認できる書類(東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合)
- (11) 個人事業等の納税証明書等、移住元での在勤期間を確認できる書類(東京23区以外の東京圏(条件不利地域を除く。)から東京23区へ通勤していた法人経営者又は個人事業主の場合)
- (12) 東京23区内の大学等の在学期間の分かる卒業証明書等の書類(東京23区内の大学等へ

通学していた者の場合)

- (13) 申請者が第3条第7項の起業に関する要件を満たす者である場合は、起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）の交付決定通知書の写し
- (14) 県税に滞納がないことを証明する書類（2人以上の世帯向けの金額を申請しようとする場合は、申請者を含む世帯員全員の滞納がないことを証明する書類）
- (15) 前各号に掲げるもののほか町長が必要と認める書類
（交付の決定）

第6条 町長は、前条の規定による申請があった時は、その内容を審査し、補助金を交付すべきものと認めたときは、交付の決定を行い、小豆島町東京圏U I Jターン移住支援事業補助金交付決定通知書（様式第4号）により、申請者に通知する。

2 町長は、前項の決定に際して必要な条件を付することができる。
（補助金の請求）

第7条 申請者は、前条第1項の規定による通知を受けたときは、小豆島町東京圏U I Jターン移住支援事業補助金交付請求書（様式第5号）により、町長に補助金を請求するものとする。
（補助金の交付）

第8条 補助金は、第6条第1項の規定により交付の決定をした後に交付するものとする。
（交付決定の取消等）

第9条 町長は、前条の規定により補助金の交付を受けた者（以下「補助金受給者」という。）が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。ただし、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情として、町長が認めた場合は、この限りではない。

- (1) 補助金の申請日から5年以内に、小豆島町から転出した場合。
- (2) 申請者が第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の申請日から1年以内に、補助金の要件を満たす職を辞した場合。
- (3) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合。
- (4) 虚偽の申請であること又は居住、就業若しくは起業の実態がないことが明らかになった場合。

2 町長は、前項及び第7項の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、小豆島町東京圏U I Jターン移住支援事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により、通知するものとする。

3 補助金受給者は、本町が居住確認のための立ち入り調査等を行う場合は、これに応じなければならない。

4 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者の就業先が行う一時的な勤務、転勤、出向又は研修等による転出の場合には、交付決定の取消しを行う必要はないものとする。この場合、補助金受給者は、転出前に就業先が発行する一時的な勤務、転勤、出向又は研修等で他の市区町村へ転出することの証明書（様式第7号）を提出しなければならない。

5 第1項第1号の規定にかかわらず、補助金受給者が県内の他市町に転出する場合は、交付決定

の取消等を行う必要はないものとする。この場合、補助金受給者は、町長に転出報告書（様式第8号）を提出しなければならない。なお、転出した後、さらに別の県内の市町に転出する場合も同様とし、以後、転出のたびに同様の取扱いとする。

- 6 補助金受給者は、補助金の申請日の次年度から5年間の間、毎年度、3月1日から同月31日までに、町長に現況届（様式第9号）を提出しなければならない。
- 7 町長は、補助金受給者から前3項に規定する書類の提出がない場合、第3項に規定する立ち入り調査等を拒否した場合等で補助金受給者の県内居住が確認できないときは、交付決定を取り消すことができる。

（返還請求）

第10条 町長は、前条の規定により交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、既に支給した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- 2 町長は、前項の規定により補助金受給者に損害が生じることがあってもその賠償の責めを負わない。
- 3 本条による返還金額は次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。
 - (1) 虚偽の申請等が明らかになった場合 全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満で県外の市区町村に転出した場合 全額
 - (3) 補助金の申請日から3年以上5年以内に県外の市区町村に転出した場合 半額
 - (4) 申請者が第3条第3項又は同条第4項の就業に関する要件を満たす者である場合、補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合 全額
 - (5) 第3条第7項の起業等スタートアップ支援補助金（地域課題解決型）交付要領に基づく交付決定を取り消された場合 全額

（補則）

第11条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この告示は、令和2年1月29日から施行する。ただし、第3条第2項第3号オの規定は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第5項第2号、同条第9項及び第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第4条の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

附 則

- 1 この告示は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項第3号の適用については、この告示の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項第1号及び第3号、第3項、第5項、第6項及び第5条第2項第7号の規定は、この要綱の施行の日以後に転入した者について適用し、同日前に転入した者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この告示は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 改正後の第3条第2項第3号及び第4条の規定は、この告示の施行の日以後に補助対象者の要件を満たした者について適用し、同日前に補助対象者の要件を満たした者については、なお従前の例による。